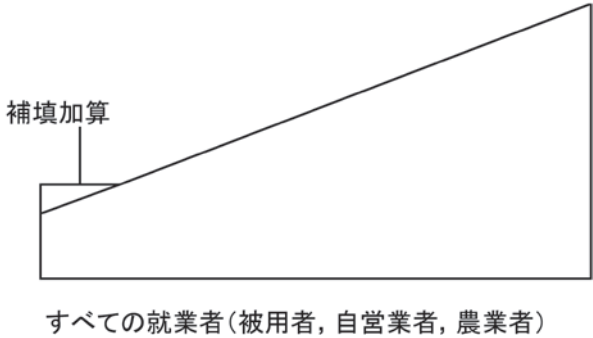


国名	オーストリア
公的年金の体系	 <p>すべての就業者(被用者, 自営業者, 農業者)</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	◎被用者(職員, 労働者), 自営業者, 農業者等 △就業修了後の継続加入, 増額加入, 僅少労働者等
保険料率(2020年)	22.80%(被用者本人10.28%, 事業主12.55%)(1988年～) 自営業者18.5%, 農業者17.0%, 自由業的自営業者20.0%で, 22.80%との差額は連邦負担
支給開始年齢	男65歳, 女60歳(2023年から半年刻みで5年間で段階的に65歳へ引き上げ) ただし, 減額を伴う早期受給が可能
基本受給額	受給資格期間として180月(うち84月以上は就業に基づく期間)が必要 2005年1月から被保険者ごとに年金口座を設け, ここに毎年の年金算定基礎の1.78%が蓄積されていき, その総額が年金額となる。45年加入した場合には, 生涯の平均賃金, 所得の80%の水準の年金額を受給
給付の構造	被保険者は, 毎年規定される保険料算定基礎上限額(5,370ユーロ/月)までの賃金・所得に基づき保険料を納付すると, その年末に当該年の賃金・所得総額の1.78%がその年の年金獲得額として年金口座に記入される。これが退職まで蓄積されていき, 過去の賃金・所得については再評価が行われたうえで, 新規裁定時の年金額となる。このため, 保険料負担との等価性の強い年金給付設計となっている。育児期間については1人につき4年間の年金算入あり。 いったん受給開始後は, 前年7月までの1年間の消費者物価指数に基づき毎年物価スライド
所得再分配	報酬比例保険料と報酬比例年金という設計のため, 所得階層間の再分配機能は弱い。就業者の就業期と退職期とのライフステージの間の所得再分配機能は強い。
公的年金の財政方式	完全賦課方式
国庫負担	保険料率は1998年以来, 22.80%という高い水準で固定されており, 保険料収入で給付費に不足する部分は, 連邦の不足責任として一般財源で拠出(総収入の15.2%(2019年))。このほか, 最低所得に満たない低年金者への補填加算分についても連邦拠出。
年金制度における最低保障	最低所得水準(単身者966.65ユーロ/月, 夫婦1,472ユーロ/月)に満たない受給者に対しては差額を補填加算として上乘せ給付
無年金者への措置	年金制度内にはない。該当者は少ないと思われるが, 一般の社会扶助で対応
公的年金と私的年金	高い保険料率と高い給付水準の公的年金が所得保障の中心的役割を占め, 私的年金による一部代替化などは採用されていない。企業年金・個人年金の役割は小さい。
国民への個人年金情報の提供	年金口座への毎年の記入額および将来の年金受給見込額の蓄積状況などは, 本人の請求に基づき開示されるほか, インターネット等を通じて随時に本人が確認できる。

(田中耕太郎・放送大学客員教授)